

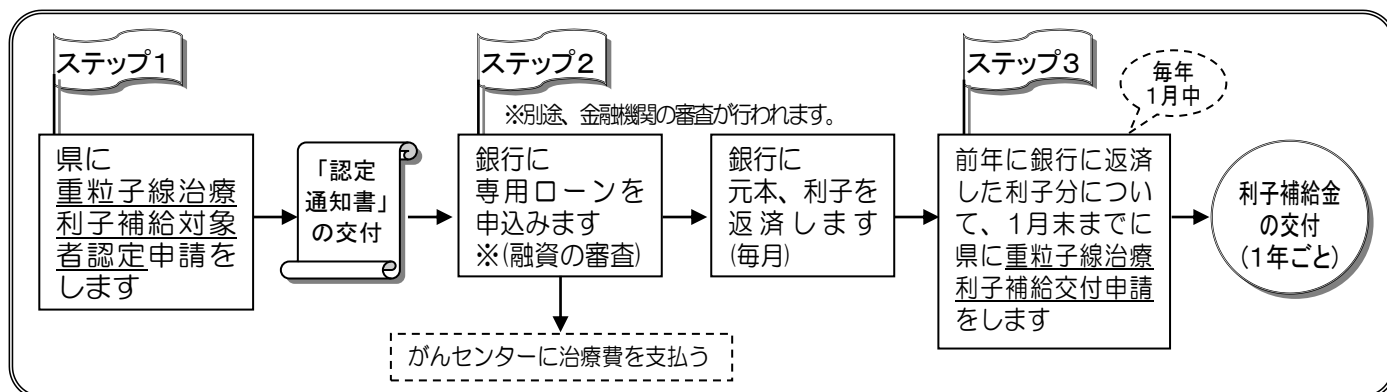


～重粒子線治療利子補給のご案内～

神奈川県立がんセンターの重粒子線治療を受ける県民の患者さんに、公的医療保険が適用されない治療費（技術料350万円）のうち315万円を限度として、専用ローンを借り入れた場合の利子に対する利子補給を行います。

ここで、その専用ローンの借り入れや利子補給の手続きについてご案内します。

◎ お手続きの流れ



ステップ1

金融機関へ専用ローンの申込みをする前に 県へ対象者認定申請をしましょう

利子補給制度を利用するためには、**金融機関へ専用ローンの申込みを行う前に、県から「重粒子線治療利子補給対象者認定通知書」の交付を受けておく必要があります。**専用ローンの申込み（ステップ2）には「認定通知書」原本の提示とコピーの提出、毎年の利子補給金交付申請（ステップ3）には、「認定通知書」のコピーの提出が必要です。

「重粒子線治療利子補給対象者認定通知書」の原本は大切に保管してください。

◎ 認定の対象者

神奈川県立がんセンターの重粒子線治療を受けることが決定した患者さんで、県内に引き続き1年以上お住まい（住民票のある）の方。

※患者さんの同一世帯の方または親族の方も、認定の対象となります。

◎ 認定の対象となる借入金額

315万円から、先進医療特約保険等による給付金を引いた額。

◎ 認定申請書等の送付先

次の宛先に郵送等で認定申請に必要な書類一式を送付してください。

〒231-8588 横浜市中区日本大通1 神奈川県庁西庁舎3階

神奈川県 健康医療局 保健医療部 県立病院課 病院機構グループ

◎ 認定申請に必要な書類

- 1 「重粒子線治療利子補給対象者認定申請書」(対象者認定要領第1号様式)
- 2 「重粒子線治療決定日報告書」(対象者認定要領第2号様式)
重粒子線治療の担当医師のサインをもらってください。
- 3 患者さんご本人の住民票(原本、3か月以内に発行されたもの)
2の時点で引き続き1年以上県内に住所を有することを確認させていただきます。
現在の住民票の記載だけで確認できない場合は、以前の住民票や戸籍謄本(抄本)附票などをご提出ください。
- 4 (患者さんご本人の)「誓約書兼個人情報取得に関する同意書」
(対象者認定要領第3号様式)
- 5 (先進医療特約保険の給付を受けている場合)給付額を証する書類
先進医療特約保険等の給付限度額が記載された、保険会社からの通知など
- 6 (患者さん以外の方が申請者の場合)
次のいずれかに該当することを証明する書類
 - A 申請者が患者さんと同一世帯に属する場合
申請者の住民票(原本、3か月以内に発行されたもの)
*上記3「患者さんご本人の住民票」が全部証明の場合は不要
 - B 申請者が患者さんと別世帯の親族の場合
患者さんの戸籍謄本(原本、3か月以内に発行されたもの)
申請者の住民票(原本、3か月以内に発行されたもの)
その他必要な書類

※金融機関からの借入れには別途審査があります。

ステップ 2

金融機関へ専用ローンの申込みをしましょう

ステップ1で県の認定通知書の交付を受けた方は、「重粒子線治療利子補給対象者認定申請書」のコピーを添付して取扱金融機関へ専用ローンの申込みを行ってください。

■ 専用ローンの取扱金融機関

金融機関	問合せ先
横浜銀行	ローンデスク 電話:0120-458-018(フリーダイヤル) 電話受付時間:銀行窓口営業日の午前9時~午後5時
スルガ銀行	最寄りの支店 または アクセスセンター 電話:0120-207-702(フリーダイヤル) 電話受付時間:銀行窓口営業日の午前9時~午後5時

ステップ 3

県へ利子補給金交付申請をしましょう

ステップ2で専用ローンの融資を受けた方は、県に利子補給金の交付申請を行ってください。

◎ 交付申請の金額と申請の期限

毎年1月1日から12月31日までの間に支払った約定利子の合計額を、翌年1月31日までに申請してください。

◎ 交付申請に必要な書類

- 1 「重粒子線治療利子補給金交付申請書」（利子補給金交付要綱第1号様式）
- 2 金融機関と締結した金銭消費貸借契約書のコピー
- 3 金融機関が発行する返済予定表のコピー
- 4 重粒子線治療の治療費の支払いを証する書類（初回のみ）

重粒子線治療の治療費について、県立がんセンターが発行する「診療費等請求書兼領収書」にて金融機関で振込を行ってください。

その後、A、B、Cのいずれかの書類をご提出ください。

A （受領した「診療費等請求書兼領収書」に金融機関の押印がある場合）
金融機関が押印した「診療費等請求書兼領収書」のコピー

B （受領した「診療費等請求書兼領収書」に金融機関の押印がない場合）

(a) 「診療費等請求書兼領収書」のコピー

及び、

(b) 以下のいずれかのコピー

1. 振込を行った際に金融機関が押印した振込受付（依頼）書
2. 金融機関が発行する振込明細
3. インターネットバンキング利用時は振込明細画面

C がんセンターが発行する支払証明書（有料）

- 5 金融機関が発行する支払利息証明書
- 6 「重粒子線治療利子補給対象者認定通知書」のコピー
（ステップ1で県の交付を受けたもの）
- 7 振込先口座がローン返済口座と異なる場合は、口座情報が確認できる書類
（通帳・カードの写し等）

※ 次年度以降の申請のときは、条件変更がない限り、2、3の書類は省略できます。

<注意事項>

- やむをえず、申請期限（1月31日）までに申請ができないご事情がある場合は、事前にご相談ください。
- 申請内容の確認をするため、県立がんセンターに照会を行います。
- 不正な行為により、本事業の利子補給金を受けたとき、または給付後に過誤額が確認されたときなどは、利子補給金の全部または一部を返還していただきます。

◆ 申請書様式のダウンロード [神奈川県](#) [重粒子](#) [支援](#) [検索](#)

【お問合せ先・申請書類の提出先（郵送可）】

〒231-8588 横浜市中区日本大通1 神奈川県庁西庁舎3階

神奈川県 健康医療局 保健医療部 県立病院課 病院機構グループ

電話：045-210-1111（内線5049）ファクシミリ：045-285-9002